

- 県内の精神科病床数は、医療法で定められた『基準病床数』を超えており、通常であれば新たな病院開設は認められない状況。

県内の既存病床数（精神病床、R5.3.31）	6,124床
基準病床数	5,021床

- 今回の病院開設は、持続可能で良質な医療の安定的な供給（仙台医療圏の課題解決及びそれに伴う現精神医療センター利用者への配慮）に必要であることから、医療法第30条の4第10項に基づく『病院再編特例』案件として、厚生労働大臣協議を経ながら、手続きを進めようとするもの。
- 大臣協議に当たっては、医療審議会の意見を付ける必要があるため、病院開設候補者が決定し、開設する病院の概要（病床数、機能等）が明らかとなった後、改めて病院部会へ諮問する予定としているので、部会全体としての御意見をまとめた答申をいただきたい。
- 病院開設候補者は、公募手続きにより決定することとしているので、**本部会においては、公募要項（案）について、ご意見を頂戴するもの。**

【参考】関係法令等

医療法第30条の4第10項

都道府県は、【略】その他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十七号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

医療法施行令

第五条の三 法第三十条の四第十項に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一から三まで 【略】c

四 その他前二号に準ずる事情として厚生労働省令で定める事情があること。

2 法第三十条の四第十項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は前条第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

3 法第三十条の四第十項に規定する政令で定める区域は、同項の申請に係る基準病床数を算定することとされた区域（次条第三項において「基準病床数算定区域」という。）とする。

4 法第三十条の四第十項に規定する政令で定める申請は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

医療法施行規則

第三十条の三十二 令第五条の三第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 山間地、離島等の交通条件に恵まれない地域において病院の病床又は診療所の療養病床の確保が必要になること。

二 その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があること。

保険医療機関の病床の指定に係る国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う医療法第30条の7の規定に基づく勧告等の取扱いについて

第三 医療法施行規則第30条の32第2号に基づく厚生労働大臣が認める事情について

【略】厚生労働省令で定める事情として規定された医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）第30条の32（特定の病床等に係る特例）の規定の適用については、次に掲げる場合を同条第2号に規定するその他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があることに該当する場合として取り扱うとともに、基準病床数を超えることとなる開設許可の申請があった等の場合にあつては当該規定の適用の可否について検討するものであること。【略】

1から2(2)まで 【略】

(3) 複数の公的医療機関等を含め、医療機関の再編統合を行う場合にあつては、再編統合後の複数の医療機関の病床の数の合計数が再編統合の対象となる複数の公的医療機関を含めた医療機関の病床の数の合計数に比べて減っていること。この場合において、公的医療機関等を含めた医療機関の再編統合に当たっては、都道府県において、当該公的医療機関等を含めた医療機関の役割や公的医療機関等と民間の医療機関との役割分担を含め、医療に関する施設相互の機能分担及び業務連携を踏まえた対応を行うこと。また、公的医療機関等を含めた医療機関の再編統合に伴って二次医療圏内の病床が非過剰な状態になる場合には、適切な対応を行う必要があること。